

石巻市社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法(以下「法」という。)第56条第1項の規定により、社会福祉法人(以下「法人」という。)に対して行う指導監査(以下「監査」という。)に関する基本的な事項を定め、統一かつ効率的な監査を行い、法人の適正な運営を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第2条 監査の対象は、法第30条第1項第1号の対象となる法人とする。

(監査の区分及び実施方法)

第3条 監査は、一般監査、特別監査及び確認監査とし、関係書類の閲覧と関係者からのヒアリング等で行う。

2 法人に対する一般監査は、実地において行うものとし、次の表の1を満たす法人については、原則として3年に1回の実施とする。ただし、次の表の2又は3に該当する場合は、同表に掲げる周期まで延長することができる。

<p>1 以下のいずれも満たす法人</p> <p>(1) 法人本部等の運営について法及び関係法令・通知(法人に係るものに限る。)に照らし、特に大きな問題が認められない。</p> <p>(2) 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。</p>	<p>原則として3年に1回</p>
<p>2 上記1に加え、以下を満たす法人</p> <p>会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が以下のいずれかに該当する場合にあって、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するとき。</p> <p>イ 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び法施行規則第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合</p> <p>ロ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合</p>	<p>5年に1回</p> <p>5年に1回</p> <p>4年に1回</p>

<p>ハ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省・援護局福祉基盤課長通知）に定める支援業務実施報告書が提出された場合</p>	
<p>3 上記1に加え、以下を満たす法人 当該法人において苦情解決への取り組みが積極的に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適正な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するとき。</p> <p>イ 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して判断する。</p> <p>なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取り扱う。</p> <p>ロ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている。）</p> <p>ハ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。</p>	<p>4年に1回</p>

3 特別監査は、次のいずれかに該当する場合に実地において行うものとする。

- (1) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 最低基準違反があったと疑うに足りる理由があるとき。
- (3) たび重なる一般監査によっても是正の改善がみられないとき。
- (4) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

4 確認監査は、次の事項を確認するため、必要に応じて実施する。

- (1) 特別監査の指摘事項の改善状況
- (2) 一般監査の指摘事項のうち、特に確認が必要な事項の改善状況
- (3) 新たに設立された法人における基本財産及び運用財産等の確保並びにそれらの入出金の状況（実施方針）

第4条 一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定し、関係課に通知する。

2 特別監査は、不正又は著しい不当等が認められる法人に対し、随時、適切に実施するものとする。（監査の方法）

第5条 監査は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 監査の対象及び実施期日等について、原則として監査実施日の1か月前までに文書で通知し、監

査対象の状況を事前に把握するため、原則として監査実施日の10日前までに別に定める資料の提出を求める。

(2) 監査は、原則として、2人以上の職員で実施する。

(3) 監査を担当した職員は、監査終了後、法人の代表者等及び関係役職員の出席を求め、必要な指導及び助言を行う。

(監査結果の復命)

第6条 監査を担当した職員は、速やかに監査結果についての調書(様式第1号)を作成し、法人から意見や要望等がある場合には、これを付して復命する。

(監査後の措置)

第7条 改善等是正すべき事項がある場合には、指摘書(様式第2号又は様式第3号)により指導の通知を行い、期限を付して是正の状況について報告を求める。

(監査結果)

第8条 年度終了後監査の結果を取りまとめ、管理台帳(様式第4号)を作成する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

様式第1号の1

社会福祉法人指導監査実施結果調書

法人名			
施設名	—	施設種別	—
実施年月日		監査種別	一般 ・ 確認 ・ 特別
指導監査職員		法人側立会者	
職名	氏名	職名	氏名
1 評価事項			
2 法人からの要望等			
3 担当者所見			
4 その他			

社会福祉法人指導監査実施結果調書

5 前年度指摘事項の改善状況(前回監査日：R . . .)	
是正又は改善を指示した事項	是正又は改善の確認

社会福祉法人指導監査実施結果調書

6 本年度指摘事項	
是正又は改善を指示した事項	左の発生原因等

社会福祉法人指導監査指摘書

法人名

指 摘 事 項	改 善 状 況

- ※1 改善状況欄については、具体的な改善策（改善時期・内容等）を記載願います。
- 2 規程・規則・台帳等を整備した場合には、当該書類の写しも添付すること。

1 特別監査により確認した事項
2 是正又は改善のための必要な措置

年度社会福祉法人指導監査管理台帳

法人名			
施設名	—	施設種別	—
実施年月日		監査種別	一般・確認・特別
監査職員名			
是正又は改善を指示した事項	左の発生原因等	改善状況 (R . .)	
特記事項			